

平成18年度第4回東京都入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成19年3月26日(月) 都庁第一本庁舎34階北塔A会議室	
委員	(株)東京国際フォーラム監査役 弁護士 東京大学大学院工学系研究科教授 東京大学大学院総合文化研究科助教授 弁護士 首都大学東京都市教養学部・法科大学院教授 日本大学理工学部助教授	立花 壯 介(委員長) 藤谷 護 人 委員長職務代理者 坂本 雄 三 木村 忠 正 岩島 のり子 酒井 享 平 轟 朝 幸
計7名出席		
(定例審議)		
審議対象期間	平成17年4月1日～平成18年3月31日	
抽出案件計	東京都が平成17年度に発注した工事契約のうち、次の事由により、計3件を抽出して審議対象とした。 (1) 東京都入札監視委員会で入札・契約制度に係る審議を行った公共工事の品質確保対策(低入札工事)及び施工能力審査型総合評価方式に関する事案 (2) 入札方式等の異なる事案 (3) 企業局を含め、発注する件数の多い局の事案	(備考)
一般競争	1件 砂町水再生センター護岸耐震補強工事[下水道局所管] 低入札価格調査実施案件	
指名競争	1件 路面補修工事(1の14・歩道改善)[建設局所管] 施工能力審査型総合評価方式試行案件	
随意契約	1件 都立産業貿易センター台東館(H17)昇降機設備改修工事 [財務局所管] 随意契約案件	
委員からの主な意見・質問、それに対する回答等	東京都が平成17年度に発注した工事契約実績の概要を事務局から説明後、様々な発注方式に取り組んでいる中から、内容・手続に特色のあるものを3件抽出して審議対象とした。それぞれ当該工事の所管部局から内容説明をした。 委員からの主な意見・質問及びそれに対する回答は、別紙のとおり。	
委員会による報告又は意見	平成18年度東京都入札監視委員会定例審議において、平成17年度に契約を締結した工事案件の中から代表事例3件を抽出し、入札及び契約手続等の運用状況を審議した。その結果、いずれも適正に行われていることを認める。	
(審議依頼)		
審議依頼案件	一般競争入札のあり方	
審議依頼概要	事務局から、全国知事会の指針等を踏まえた「都における一般競争入札のあり方」の検討に係る審議依頼があり、委員会において、今後審議していくことを了承した。	

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答	意見・質問(委員)	回答(都)
	<p><事案1> 砂町水再生センター護岸耐震補強工事 [下水道局所管] 低入札価格調査実施案件</p> <p>Q：落札者は、間接工事費等を低減しているとのことだが、具体的にどのようなことか。</p> <p>Q：落札者は、本工事の現場に関連する他の工事を既に契約しているとのことだが、このことが低入札となったことと関係があるということか。</p> <p>Q：本工事の着手にあたって、例えば、受注者側での技術者の増員や都側の監督強化などといった対策をとっているのか。</p> <p>Q：本件は、発注工事全体の工事成績の中でどのような位置づけになるのか。</p>	<p>A：直接工事費以外の経費については、本工事においてではなく、会社全体の経費の中で対応するとのことである。</p> <p>A：落札者が周辺で既に契約している工事があるため、間接経費を落とせたということもあると聞いている。</p> <p>A：本工事では、発注者として監督員が通常の工事より頻繁に現場に行き、品質管理及び安全管理についての監督を強化している。 また、受注者に対しても、会社としての安全強化策の実施や技術者の増員について要請し、対応していただいている。</p> <p>A：本件の工事成績は、下水道局における17年度の低入札価格調査実施案件の平均点より高い。</p>
	<p><事案2> 路面補修工事(1の14・歩道改善) [建設局所管] 施工能力審査型総合評価方式試行案件</p> <p>Q：本件は、事務所発注工事全体の工事成績の中でどのような位置づけになるのか。</p> <p>Q：施工能力評価点の1点差を価格の差でひっくり返しているように読めるが、どのように考えているか。</p>	<p>A：中位の上と考えている。</p> <p>A：入札価格と施工能力評価点とのバランスについては平成18年9月に改善したが、本工事は改善前の試行案件である。 どの程度のバランスがいいのかの判断は難しいが、本工事では落札者においても、施工能力評価点としては相当高い点数と思われるので、概ね施工能力の高い者が落札した状況であると考えている。</p>

< 事案 3 >

都立産業貿易センター台東館（H17）昇降機設備改修工事〔財務局所管〕
随意契約案件

Q：当該昇降機を製造及び施工した者を特命の相手方としたのは、どのような考えからか。

Q：当該昇降機を製造及び施工した者から、所有する設計図書を提出させて、別の者に改修工事を発注するという事はできないのか。

Q：特命随意契約の場合、どのような手続をとっているのか。

A：本工事の特命理由は次のとおりである。
当該昇降機を製造及び施工し、設計計算書や改修部品を保有する特命の相手方が改修を行うことにより、安全性が確保できる。
製造及び施工した者に改修させることにより、機能の確保及び事故時等の責任所在の明確化が可能となる。
他の昇降機とあわせて、運転を群管理している。

A：設計図書の詳細部分に、製品としてメーカーが未公開としているノウハウが含まれるものは、都として開示は求められないと考えている。

A：工事等施行者選定委員会において、特命理由を確認し、相手方を選定している。